

※必ずご覧ください。

入札に参加する事業者の皆様へ

長期継続契約に係る留意点

契約期間：複数年度にわたる全期間とします。（本契約の契約期間は4年間です。）

契約金額：単価契約のため、品目ごとの単価で契約します。

損害金等：契約の履行遅延に基づく損害金及び受注者（契約の相手方）の責めによる発注者（川崎市）の解除権に基づく損害賠償金は、各契約品目の契約単価にそれぞれ予定数量を乗じたものの金額の総合計金額（4年間分）を基準とします。

契約保証金：各契約品目の契約単価にそれぞれ予定数量を乗じたものの金額の総合計金額（4年間分）を基準とします。

特約条項：翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額や削除があった場合には契約を変更又は解除することがあります。

入札書：各契約品目の見積単価にそれぞれ予定数量を乗じたものの金額の総合計金額（4年間分、税抜）での入札とします。別添の「入札内訳書」を作成してください。